

消費者庁関連3法の関係について

組織法

＜消費者庁及び消費者委員会設置法＞

- 任務、所掌事務、消費者委員会、等

*これに併せて内閣府設置法を一部改正(消費者政策担当の内閣府特命担当大臣を常設)

作用法

＜関係法律の整備法＞

- 各府省庁からの移管・共管
- 一体的運用
- (表示)景品表示法、JAS法、食品衛生法 等
- (取引)特定商取引法、特定電子メール法、
資金業法、割賦販売法、宅建業法、
旅行業法 等
- (安全)消費生活用製品安全法 等

すき間

(事業者への
勧告・命令等)

措置要求

各省庁所管法

すき間

(事業者への
勧告・命令等)

各省庁所管法

＜消費者安全法＞

- 基本方針の策定
- 地方自治体の事務(苦情相談、あっせん等)
- 消費生活センターの設置
- 消費者事故に関する情報の集約
- 消費者被害の防止措置(公表、措置要求、事業者への勧告・命令等(*))
- *事業者への勧告(点検、修理、表示等) ⇒ 勧告内容の実施命令
(重大事故発生の急迫した危険がある場合) 謾渡、使用禁止等 ⇒ 回収等の命令